

平成 30 年 6 月 21 日現在

機関番号：32711

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17011

研究課題名(和文)CSRアイデアの国際的伝播に関するネットワーク分析

研究課題名(英文)International Diffusion of CSR Idea in the NGO Networks

研究代表者

古内 洋平(Furuuchi, Yohei)

フェリス女学院大学・国際交流学部・准教授

研究者番号：00509549

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果としては、次の二点が挙げられる。第一に、発展途上国などでしばしば発生するビジネス上の労働・環境・人権問題は、NGOや市民などのネットワークを通じて、世界に知れ渡るようになった。しかし、わずかな数のNGOがネットワーク内で権力を保持し、取り組むべき課題を決定している実態が明らかとなった。第二に、近年、国家・企業・NGOなどさまざまな種類のアクターが、ビジネスにおける社会的責任の問題に関心を持つようになった。しかし、それぞれのアクターは、他の種類のアクターと共に規制を作ることを避けてきた結果、ビジネスに関する国際的な規制が乱立している現実が明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：This study yielded the following two results. Firstly, human rights abuses that frequently take place in business settings in developing countries and elsewhere have become widely known around the world via NGO networks. Yet it has become clear that a small number of NGOs wield power within these networks and arbitrarily decide which human rights issues to deal with. Secondly, in recent years, a variety of states, businesses, NGOs, and other actors have taken interest in human rights issues in business contexts. Yet the reality is that, as a result of each actor avoiding to create regulations together with other kinds of actors, there now exists a host of uncoordinated international regulations on business.

研究分野：国際関係論

キーワード：ビジネスと人権 市民社会 NGO ネットワーク CSR

1. 研究開始当初の背景

1990年代後半以降にCSRアイデアが普及した背景として、環境・労働・人権などの多様な問題領域において、NGOや市民が訴訟運動や不買運動などを起こし、グローバル企業に対して社会的責任を求める圧力を一斉にかけたことがよく指摘される。

しかし、これまでの研究では、なぜ1990年代後半という特定の時期に、問題領域横断的に、企業に対する圧力が一斉に起きたのかは明らかにされていない。この点を明らかにすることで、あるアイデアが国際規範として定着する過程に関する研究（国際規範研究）や、国際制度の形成局面における規範の役割に関する研究（国際レジーム論）をさらに発展させることができると考えた。

2. 研究の目的

(1) 1990年代後半から2000年代初めにかけて、労働、環境、過去の人権などそれぞれの問題領域ごとに、NGOや市民による訴訟運動や不買運動が急拡大した要因を明らかにする。

(2) 上記の問題領域ごとに起きた運動を、互いに結びつける役割を担ったアクターを特定して、そのアクターの利益と行動を明らかにする。

(3) 訴訟運動や不買運動の広がりには抵抗したもの、抵抗に失敗した企業を取り上げ、企業の巻き返し運動の戦略の特徴、法的責任という対抗アイデアの普及活動、それが失敗に終わった原因を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 企業の社会的責任を迫及した訴訟運動や不買運動は、環境・労働・人権の問題領域を横断して展開された。これらの運動に参加したNGOなどを特定し、ネットワーク分析ツールを使ってネットワークの全体像を図示する。

(2) ネットワーク分析を使ってネットワーク構造を分析し、運動の中心的役割を担ったNGO、異なる問題領域の運動を結びつけたNGOなどを特定する。具体的には、統計ソフトRのsna（社会ネットワーク分析ツール）パッケージを使って、ネットワークの中心性（次数中心性、媒介中心性）や、集中度を測定する。そうすることで、NGOネットワークの中心に位置するアクターを、客観的、定量的に特定することができる。

(3) NGOネットワークを通じて拡大した訴訟運動や不買運動に関する企業側の抵抗や国家の対応を調査して、環境や人権といっ

た問題に関する国際ガバナンスの変化を考察する。

4. 研究成果

(1) CSRアイデアの普及に貢献したNGOや個人のあいだのネットワークを図示するために、米国で展開された対企業賠償請求訴訟運動を調べ、訴訟に参加した法律家やNGOを特定した。具体的には、米国連邦裁判所に提起された1996年から2005年までの賠償請求訴訟のうち、企業を被告とした57件の訴訟を選定し、訴訟参加者（法律事務所、法律専門家個人、学者、原告の同意を得た法廷助言人など）をデータ化した。これらの情報は、米国連邦裁判所が公表している訴状から得た。また、統計ソフトRのsna（社会ネットワーク分析ツール）パッケージを使用し、中心性などの指標について分析した。

その結果、第一に、1990年代後半、NGOのネットワーク内には、二つのコミュニティが形成されていることが分かった。つまり、途上国の環境被害・労働問題に関心を持つNGOコミュニティと、過去の人権侵害に関心を持つNGOコミュニティである。両方のコミュニティに所属していた、いくつかの米国弁護士事務所および人権NGOが、それぞれのコミュニティに別のコミュニティの情報を普及させるなどして、異なるコミュニティで活動するアクターどうしを結びつける役割を担っていることが分かった。これは、ネットワーク分析でいうところの、「ブローカー」（異種コミュニティを架橋する役割のアクター）の存在を示している。そして、これらのアクターの活動により、多様な問題領域において、短期間に、企業に対する訴訟運動が広がったと考えられる。

第二に、2000年代になると、大手弁護士事務所にも所属する、ごく少数の経験豊富な法律家たちが、対企業訴訟をビジネスチャンスととらえて、あらゆる問題領域における対企業訴訟を引き受けるようになった。さらに、対企業訴訟を新規に起こそうと考えている原告たちは、これらのごく少数の法律家たちに代理人を依頼した。ネットワーク新参加者が次数中心性の高い参加者につながるようになる「優先的選択」と呼ばれる現象が起こったのである。これは、ネットワーク分析でいうところの、「ハブ」（ネットワークの中心に位置するアクター）の生成を示している。このことによって、一方では、前述した二つのコミュニティが崩壊し、またブローカーの役割も低下した。しかし、他方では、ごく少数の法律家たちが起こした数々の訴訟を手本に、中・小規模な弁護士事務所が相次いで対企業訴訟運動に参加する動きが起きた。このようにして、2000年代になっても、対企業訴訟運動が拡大していったのである。

以上をまとめると、1990年代後半から2000年代にかけて、労働、環境、過去の人権など

の問題領域を横断するかたちで訴訟運動が流行した背景としては、異種ネットワークを架橋する役割を担った「ブローカーNGO」の存在と、ネットワークの中心に位置する「ハブNGO」が生成したことを挙げるができる。

(2) 中国企業は、労働者の権利、食品の安全性、プライバシーの保護などの人権問題を指摘されることも多い。人権NGOや海外メディアは、中国企業による人権侵害を頻繁に暴いてきた。ときにそれは中国政府批判とも相まって、国際問題となることもあった。ビジネスと人権資料センター(BHRRRC)によれば、海外進出した中国企業に対する市民社会からの告発が増えたのは、2010年代になってからである。そこで、2010年代になってから、NGOや市民社会が中国企業の引き起こす人権問題を積極的に取り上げるようになった背景について、ネットワーク分析の視点から考察した。

その結果分かったことは、2010年代になると、ゲートキーパー(国際的に広く認知されている人権NGO)やハブ(人権ネットワークの中心に位置するNGO)の行動の変化である。第一に、2000年代には、少数ではあるが、海外進出した中国企業が市民社会から告発される例はあった。しかし、告発したのは、欧米の小規模NGO、人権活動家が運営する独立系メディア、企業進出先の地元メディアなどである。他方で、ゲートキーパーやハブに位置するNGOがこの時期にこれらの中国企業を告発することはあまりなかった。そのため、海外進出した中国企業による人権侵害問題が人権ネットワーク内で注目されることは少なく、中国企業を標的とするキャンペーンは発生しなかった。

しかし、第二に、2010年代になると、ゲートキーパーやハブに位置するNGOが、海外進出した中国企業による自由権侵害を告発するようになった。これらのNGOの取り上げた自由権侵害(殺害、暴行、言論弾圧など)の問題が人権NGOのネットワーク内で注目されるようになり、それに関与した中国企業が告発対象となった。そして、ゲートキーパーやハブの主張に引きずられるようにして、その他のNGOや市民社会組織も次々と中国企業を人権侵害問題で告発したのである。

小規模グループによる発信は一過性の話題ですぐに忘れられてしまうことも多いが、ゲートキーパーやハブNGOが取り上げた人権問題は市民社会に広く知れ渡って継続的な活動を引き起こす。他方で、ゲートキーパーやハブNGOは、小規模グループが発信する人権侵害の情報をせき止める力も持っている。「取り組むべき」と私たちが信じている人権問題は、ゲートキーパーやハブNGOに選別され、社会的に構築されたものであることが明らかとなった。

(3) NGOの選好や行動が人権ガバナンスに与える影響について、ネットワーク分析の視点から分析した。その結果明らかになったことは、ゲートキーパー(国際的に広く認知されているNGO)が、国家が主導する人権ガバナンスの強化を主張し、企業を人権ガバナンスに参加させることを志向しないため、多様なアクターが参加するプライベート人権ガバナンスの構築に必ずしも結びついていないということである。

2000年代後半、中国の人権問題に取り組む活動家は、農民工の悲惨な人権状況の紹介とともに、それに加担したとして欧米企業を告発し始めた。しかし、前述したように、ゲートキーパーは農民工の問題をそれほど取り上げなかった。ゲートキーパーが関与しないと人権ネットワーク内で継続的なキャンペーンは起きず、アドボカシー活動も活発にならない。そのため、メディアに取り上げられて世論の関心を一時的に惹くことはできるが、新たなルール作りや既存のガバナンス強化にはつながらない。実際、欧米企業は評判悪化を恐れて告発に反応はしたものの、自主的な規制やガイドラインの維持・強化を約束するだけの対処療法にとどまった。

一転、2010年代前半になると、一般消費者にそれほど知られていない中国企業までもが、発展途上国における人権侵害加担で告発されるケースが増えた。告発したのは、ERI、グローバルウィットネス、ヒューマンライツウォッチのようなゲートキーパーやハブNGOだった。このようなNGOが問題を取り上げれば、無名企業の事業に伴う人権侵害であっても人権ネットワーク内で広く知られるようになり、継続的な運動が引き起こされる。しかし、ゲートキーパーとして機能する国際人権NGOの多くは、人権保障の責任主体はあくまでも国家であると強く主張した。2010年代には、いくつもの欧米NGOが中国企業を告発したが、その狙いは先進国政府や人権侵害国政府の行動を促すことにあった。例えば、ミャンマーの石油・ガス採取事業においてERIが強く非難したのは、事業を請け負った中国企業よりも、事業に融資するノルウェー政府であった。ジンバブエのダイヤモンド鉱山採取事業においてグローバルウィットネスが求めたのは、操業を続ける合弁企業に対する欧州連合(EU)の制裁であった。エチオピアの反体制派監視についてヒューマンライツウォッチが問題としたのも、エチオピア政府の行動であった。こうした動きは、例外はあるものの総じて中国企業に対して何らかの対応を強く迫るものではなく、あくまでも国家が人権侵害の責任を負うべきとの考えの下、国家に対して対応を迫るものである。つまり、ゲートキーパーやハブNGOは、企業が人権ガバナンスに加わることよりは、国家中心の人権ガバナンスの改善を志向しているとみなすことができ

る。

(4) 今後の研究課題として以下の二点を挙げておきたい。第一に、NGOのネットワークが、訴訟運動や不買運動に参加しなかった市民や企業(すなわちネットワーク外部)に与えた影響を調査することである。特に、訴訟運動や不買運動に対して、企業側がどのように対応したのかを分析することが重要である。NGOと企業の間での対立や協調は「プライベート・ポリティクス」と呼ばれ、これまで様々な研究が蓄積されている。本研究は、この研究領域に貢献することができるだろう。

第二の課題は、企業に圧力をかけるNGOのネットワークが、企業のビジネス活動から様々な被害を受けた個々の被害者たちにどのような影響を与えているかを調べることである。訴訟運動や不買運動のネットワーク内にゲートキーパーやハブに位置するNGOが存在し、これら少数のNGOが運動の目的や行動指針を決めていた。個々の被害者たちは、これら少数のNGOの決定に従わざるを得ない状況がある。このことは、今後、被害者たちの不満拡大やネットワークからの離脱につながっていくかもしれない。ネットワークの拡大や成長だけでなく、ネットワーク内部の対立や参加者離脱についても考察していくことが重要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

古内 洋平、ポスト・アパルトヘイトにおける被害者賠償と企業の責任—南アフリカ政府が被害者に対する態度を変えたのはなぜか—、国際交流研究、査読無、第20号、2018、pp. 145-168

[学会発表] (計1件)

古内 洋平、移行期正義と企業の責任—南アフリカにおける経済成長と賠償—、日本平和学会 2016 年度春季研究大会自由論題部会、2016.6.25、東京女子大学(東京都)

[図書] (計2件)

大芝 亮、秋山 信将、大林 一広、山田 敦、青野 利彦、千葉 大奈、金 ゼンマ、松村 尚子、井上 睦、柳 始賢、古内 洋平、有斐閣、パワーから読み解くグローバル・ガバナンス論—国際社会における統治の実態に迫る—、2018、300 (231-252)

金 香男、羽場 久美子、三谷 博、李 元徳、臧 志軍、古内 洋平、高柳 彰夫、上原 良子 他、ミネルヴァ書房、アジア共同体への信頼醸成に何が必要か—リージョナリズムとグローバリズムの狭間で—、2016、

292 (91-109)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

古内 洋平 (Furuuchi, Yohei)

フェリス女学院大学・国際交流学部・准教授

研究者番号：00509549